



つばき時事通信

NO.6



高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-6310-1878 FAX03-6323-4839

[Eメール h@takahasi-office.com](mailto:h@takahasi-office.com)

生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

[相隣関係の法律問題]

Q 境界を越えた枝・根は切り取れるか

隣の家の木の枝が私の敷地まで張り出しているため、落葉などで庭の掃除が大変です。枝を切ってくれるよう申し入れましたが、応じてくれません。私の敷地に張り出している枝を私が勝手に切り取ってもよいのでしょうか。

A 境界を越えて張り出している枝については、その所有者に対して枝を切るように請求することはできますが、勝手に切り取る事はできません。

相手方は枝を切り取るほか、木を植えかえたり、枝を矯正して枝の越境を解消することもできますから、枝が境界を越えて張り出しているからといって、勝手に切り取ることは許されません。

越境している枝の切り取りを請求する相手は木の所有者です。その木を植わっている土地をたんに賃借しているだけで、木の所有者でない者に対して、切り取り請求することはできません。その枝を切り取る権限はその所有者にあるからです。

権利の濫用

木の枝が境界を越えて張り出しても、なんら土地使用の妨げとなっていない場合にも、越境している枝の切り取り請求することができるのでしょうか。土地の所有権は土地の上下に及ぶのが原則です。枝が越境していれば、土地の所有権を侵害していることとなりますから、越境していれば、土地の所有権を侵害していることとなりますから、越境している枝の切り取り請求できるのが原則です。しかし、権利の行使であっても、その権利の濫用は許されないというのが法の大原則です。どのような場合が権利の濫用にあたるかについては、社会通念にてらして合理的に判断されることとなりますが、枝が境界を越えて張り出していることによって生じる不利益との比較衡量が重要な判断の要素になると考えられます。

具体的には、境界を越えて枝が張り出しているために隣地に落葉などで多少の迷惑が生じていても、隣地の使用はなんら制限されていないという場合に、枝を切り取ったり植えかえたりすることによって木が枯れてしまう可能性が大きいとか、その木が由緒ある古木であって

特徴のある枝ぶりが失われるというときは、その枝の切取り請求は、権利の濫用に該当する可能性があると思われます。

しかし、一般の庭木などが境界を越えてその枝を張り出しており、それによって建築が制限される場合はもとより、落葉などがはなはだしいために庭の掃除がたいへんというような場合、その枝の請求をしたからといって権利の濫用にはなりません。

損害賠償の請求

境界を越えた木の枝によって日照が悪くなったり、落葉などで雨どいがつまるなどしたために、損害を被ることがあります。この場合、その木の所有者に対して、越境した枝の切取りのほかに損害賠償請求をすることも可能です。

相手方が応じない場合

相手方が越境している枝の剪除や、被った損害賠償に応じない場合は、訴訟や調停などによって解決することになります。相手方が越境している枝を切り取らないからといって法律の手続きによらず勝手に切り取ってしまうことは、権利の行使であっても実力行使は許されないという自力救済の禁止に違反して許されませんので注意してください。

境界を越えた根

民法は、境界を越えて延びてきた根は、境界を越えて張り出してきた枝と異なって、切り取ることができるとしています。

権利の濫用

境界を越えて延びてきた木の根は切り取ることができるといっても、むやみやたらに切り取ることまで認められるわけではありません。切り取ることが権利の濫用に該当して認められない場合もあります。

どのような場合が権利の濫用に該当するかについては、社会通念に照らして合理的に判断されることとなりますが、根が境界をこえて延びていることによって被る被害の程度と根を切り取ることによって木の所有者に生じる不利益との比較が重要な判断要素となります。

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 商業登記全般（株式会社設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 借金の整理（破産・任意整理・過払い金請求ほか）
5. 成年後見業務・任意後見業務
6. 裁判手続き
7. 裁判所提出書類作成業務